

# 議会だより

発行・編集  
 東成瀬村議会  
 議会事務局  
 電話 47-2332番  
 印刷  
 (株) 増田印刷所



家族連れや若者達でにぎわう山菜の宝庫 東成瀬村大柳沼自然公園



# 昭和61年度一般会計予算は15億3千万円

(予算の詳細は村広報に)

## 収入役に佐々木紘一氏の選任を同意

## 60年度一般会計予算の累計は15億7千266万7千円に

### 3月定例村議会

### 定例村議会のあらまし

三月定例村議会は、三月十日に招集され、会期を、三月十七日までの八日間と決定したあと、後藤村長が行政報告を行った。

審議された議案は、六十年一般会計当初予算案、国民健康保険税の改正案、簡易水道料金の改正案、収入役の選任についてなど、二十二議案と追加提案された、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する意見書案など、三議案を原案どおり可決したほか、交通事故並びに飲酒運転絶無をめざす総決起村民運動の推進を全会一致で決議、請願二件、陳情一件を採択した。

一般質問では、柳邦夫議員後藤作議員が、それぞれ村政を質した。



### 審議可決された議案

簡易水道基本料金五月一日より五十円値上げ

五月一日より簡易水道の基本料金を今までの四百円から四百五十円に。

超過料金は今までの八十円から百円に値上げしたものです。

湯沢・雄勝広域市町村圏組合で広域交流センターを設置

湯沢市文化会館のとなりを設置されたもので、この施設の管理運営を広域圏組合が担当するため組合規約にこの関係を加えたものです。

青少年山の家一号(旧松山台分校)を廃止

今まで二ヶ所あった青少年山の家を、旧入道分校の一ヶ所にし名称を「山の家」としたものです。

村の施設として栗駒山荘を条例で制定

奥羽観光から譲り受けた、須川温泉の「栗駒山荘」を、東成瀬村の施設として、条例で制定し管理運営するものですが、運営等については委託することができるものです。

特別土地保有税審議会を設置。(委員は三名)

特別土地保有税の納税義務は、その土地に、公共的建物や施設等の用に供する時は、免除される制度があり、その免除対象の認定を村長が行う時、中立・公正をきするため法律で義務づけられており、設置したもので、学識経験者等から村長が任命するものです。

国民健康保険税条例の納期を改正

国民健康保険税の第四期の納期、「十一月一日より同月三十一日まで」を、「十二月一日より同月二十五日まで」に改めたものです。

### 三月定例村議会の日程

◎三月八日議会運営委員会

第一日(十日) 本会議

● 議事日程の報告

● 会期の決定

● 議長の諸般の報告

● 村長行政報告

● 議案の提案理由と説明

第二日(十一日) 本会議

● 陳情・請願審議

● 議案審議

第三日(十三日)

● 一般質問 柳邦夫議員 後藤作議員

● 議案審議

第四日(十四日)

● 議案審議

第五日(十七日)

● 議案審議

● 閉会

国民健康保険特別会計は

三百二十万一千円減額

補正後の累計は、二億四千四百三万三千円となり、主な内容は老人保健医療費提出金の減額などです。

放牧共用林野の運営に関する条例

現在、東成瀬村短角牛組合が使用している、沼の又国有林の運営に関する契約の締結を、今後は増田営林署と東成瀬村長との間で行うこととなったものであるが、契約の内容は従来と同じです。

普通共用林野の運営に関する条例

現在、岩井川・椿川・大柳の三つの共用林野組合が、それぞれ増田営林署と、個別に行っている、共用林野の運営に関する契約の締結を、今後は増田営林署と東成瀬村長との間で行うこととなったものであるが、契約の内容は従来と同じものです。

秋田県消防補償等組合理約の一部を変更

議会の議員、その他、非常勤職員、公務災害及び通勤による災害補償について、補償の統一と専門的実施体制、

迅速かつ公平な補償をするための事務を本組合で行なうため、規約の一部を変更するものです。

一般会計に六千四百八十万一千円追加

追加後の累計は、十五億七千二百六十六万七千円となり  
主な内容は、道路維持補修費一千十万六千円・国民健康保険診療所運営費一千五百九十九万九千円・財政調整基金費三千三百二十七万円などであり  
ります。

収入役に佐々木紘一氏  
(現収入役室長を選任)

六十年三月以来空席となっていた収入役に、収入役室長の佐々木紘一氏(四十六才)田子内、を選任することに同意したものです。

老人保健特別会計は百二十万五千円追加

追加後の累計は一億二千三百三十二万六千円となり、主な内容は、医療費の追加などです。

十文字学生寮特別会計は七万三千円の減額

補正後の累計は、八百五十二万七千円となり、実績に伴い減額したものです。

簡易水道特別会計は六十五万八千円減額

補正後の累計は、四千七百八十一万七千円となり、実績に伴い減額したものです。

診療所の特別会計は百九十八万七千円追加

追加後の累計は、六千三百三十二万三千円となり、主な内容は、医薬品代の追加などです。

スキー場に圧雪車を購入

今までスキー場のゲレンデ整備は圧雪車もなく利用者から不評を買っており、これらの解決と利用者確保の面から新しく圧雪車一台を一千九百九十万円で購入したものです。

交通事故と飲酒運転の絶無を全会一致で決議す

本村における道路交通の状況は、国道をはじめ村道等改良整備が進められております。これにともなう自動車の増加と運行需要の増大により村民は常に交通事故の危機に直面している。交通事故による惨状はいうまでもなく一瞬にして死に至り、又は負傷という結果をまねく例は枚挙にいとまがないものであります。交通事故防止のための措置は、各般にわたって積極的に実施されているが、ほとんどの交通事故は、法規の遵守と交通道徳の醸成、交通環境の整備充実によって阻止できるものと確信する一方、飲酒運転の絶無については、これまで機会あるごとに強く追放を呼びかけて参りました。結果は年々その効果が現れて過去においてはワーストの村が昭和六十年には全県第十五位の成績を納めました。(違

反者三人)

今年こそは絶無を目指してゼロの記録を堅持したいものであります。

交通悪の一つである飲酒運転は理由のいかんを問わず嚴重に処分(免許取消し)すべきであり、全村民がこれを認識し、万が一において検挙という事態は自らはその職を失い職場においては極めて厳しい態度で臨まれるよう願うものであります。

我々は以上の趣旨に則り、交通事故と飲酒運転絶無を目指し、進んで交通道徳の向上に努め、悲惨な事故、不名誉な飲酒運転から村民を守り明るく住みよい郷土、東成瀬村から交通事故と飲酒運転絶無のための総決起村民運動を推進すべきことをここに決議する。

昭和六十一年三月十七日

東成瀬村議会



収入役に選任された佐々木紘一氏

# 再選出馬を表明

## 新年度予算

### 補助事業・過疎債の 適債事業を優先

#### 【村長行政報告】

建設関係事業は順調に完工し供用開始へ

建設産業を中心とした建設事業は、発注後の好天と良好な工事施行管理により、順調に推移し、その完工によってそれぞれの目的に応じた供用開始と生活環境の発展向上に寄与しているものと確信している。

懸案であったウムシノ橋の完成、国道三四二号線の改修整備の促進、治山砂防工事、地滑り防止、河川災害等、国・県の事業も順調に推移、投資され、それぞれの効果を上げていく。



3月定例村議会(61.3.10)で再選出馬表明する後藤村長

村道滝ノ沢・平良線は県代行事業へと努力、地元のご支援ご協力を期待

村道滝ノ沢・平良線も本格的に始動し、今後、補助事業から、県代行事業への移行に向かって努力したいと考えておりますが、これが移行には、地元よりの一層のご支援、ご協力が必要であり、今後の理解ある協力を期待します。

成瀬ダムは関係者と早期着工に向って強力な運動を

成瀬ダムは、現在慎重な調査が続けられており、三月三

須川園地整備計画  
図完成、関係機関と協議へ

は、規制も緩やかになり、延長も伸びることが期待できる一方、これに呼応して、蛭川地内の改良、又は滝ノ沢地内・田子内・大橋等の改修に向かって努力しなければならぬと思っている。

一月二十五日に豪雪対策本部設置、大きな被害はないが今後の万全を期す

できなかつたものの、奥羽観光が取得していた土地、その他の権利はどうしても取得しておくことが、今後の観光開発・観光産業の進展と合せて総合的に検討しなければならぬ問題だと考えている。

日の雄物川筋土地改良事務所の竣工式の際に、理事長はじめ関係者一同、こぞって成瀬ダム早期着工を願っており、強力な運動をすべく、強い意欲であり、本村としても、こうした関係者と連携をとりながら着工実現に向って村独自の対策も検討しなければならぬものと考えている。

国道三四二号線は六十二年度より規制緩和に

国道三四二号線の仁郷地内の改良工事も着実に進められておるものの難工事の連続で今年度も通行規制がしかれる予定ですが、六十二年度から

国道三四二号線の改良と相まって須川地区の開発も徐々に進められるよう関係機関との調整に努力してまいったところですが、このうち六十年で予定していた、園地整備計画図がこの程完成し、これをもとに関係機関との協議を進める手筈となっている。

分湯については、現在、交渉相手方との意見調整の段階であり、第三セクター的調整がどうなるか、今後もこれに向かって努力したいと思っている。

初めての取り組みであった栗駒山荘の運営も委託により進めたわけであるが、道路事情・施設の立地条件・周辺環境等から、大きな成果は期待

六十年年度の経過についてはは村税が一億円に

昭和六十年年度の経過については、村税が一億円に達したことが大きな特徴としてあげられる他、満百歳の方が誕生

されたことや、村内を会場として公開研究会・総会・研究会等が多くあったことも特徴でありました。

### 嫁婿対策には村民こそぞって取り組みを

国勢調査による人口減は今後の村の活性化にも大きく影響のあるところであり、産業の振興、諸施策と合わせて、嫁婿対策にも村民こそぞって取り組み必要があると考えている。

### 圧雪車の導入によりススキー場の利用者大幅増に

圧雪車導入により、コミュニティスキー場の利用は、その後の利用客が大幅に伸びて二月末現在、約四、三九九人と聞いておりますが、今後これらの利用計画等については、あらゆる面から検討しなければならぬと思っております。その整備についても、これから多くの方々が利用できるような検討も更に必要だと考えている。

### 今後の財政面は若干積極姿勢の方向で検討

財政面では国のマイナスイリリング、又はゼロシリリングから、補助金カット、圧縮基調の中で財政健全化に取り組んできたが、その効果が徐々に表われ、今後は若干積極姿勢に転ずる方向で検討を進めたい。

### 新年度予算は前年比四・六五%増で適債事業を優先

六十一年度予算は、六十年度当初比四・六五パーセントアップの予算を組み、各種の取り組んだ計画に基づき予算を編成した。

これまでの補助事業優先と過疎債の適債事業の優先をしており、これにより総予算額に比し投資経費は三十パーセント四億六千万になっている。公債対策として繰上償還してきたところであるが、六十一年度で繰上償還できるものは、ほぼ終わる予定であり財政

政の余力と弾力化を計るため財政調整基金を増額し、六十一年度当初では約一億五百万円ほどになる見込みである。

歳入では、村税が一億円を当初から見込めることが大きな特徴であり、国の予算の絡みから、補助率の低下による減収があるものの、本年度から始まる三期山振事業や、林業地域活性化対策事業、農村基盤総合整備事業などの導入により県補助金の増加になっている。

歳入全体では総体的に賢実な収入の見込みで編成した。歳出では、総務費で土地開発基金の買い戻し、地域活性化対策として、現状を分析し将来の方向づけをして頂きたく調査事業費を計上した。

村長選挙費・衛生費では、簡易水道特別会計への繰出し三千二百万円、農林水産業費では三期山振事業、農村基盤総合整備事業、地域調査事業の増、林業地域活性化対策林道網の整備、県代行事業による林道、岩井川・三又線も予定している。消防費では、広域分署の消防ポンプ自動車の更新。

教育費ではスキー場管理とゲレンデ造成費、野球場のパックネット改修費などを計上。公債費には、繰上償還費三千五百万円予定した。

特別会計では、国保事業勘定で基金一千五百万円取り崩し、国保税を増額しないよう配慮し、総体で前年比四・六パーセントの減、施設勘定では一・九パーセントの減となっている。

簡易水道特別会計では、椿川簡水の水源改修工事、公債費等の増により十八・七パーセントの増となった。

老人保健特別会計では五・三パーセントの減、十文字学生寮特別会計では経常経費の増により五・五パーセントの増となった。

### 簡水健全化の為水道料金を引き上げ

簡易水道特別会計では、企業会計の健全化を県からも強く要望されているところであり、少しずつ改善したく、水道料金の引き上げを提案しましたので、特段のご理解をお願いしたい。

### 山積した事業が緒についたばかり、引き続き村政を担当させていただきます

村政を担当させていただいて四年になろうとしておりますが、この間、議会並びに村民各位のご支援とご協力により村政の発展に微力ながら尽力してまいりましたつもりであります。三期山振事業・須川高原の園地整備・観光産業・活性化対策・行政改革・財政健全化・生活環境整備等、山積している事業がようやく緒についた段階であり、且つまた、成瀬ダムの調査と今後の見通し、国道三四二号線、国道三九七号線の改良促進、地下資源の開発、又は特養老人ホーム等それれに要望を申し上げておる事項が数多くあり、それらの方向づけが急がれている折から、議会及び村民各位のご協力ご指導により、引き続き村政を担当させていただきます。い所存でありますので、何とぞ特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# ①村の行政改革に関連して ②経済活性化委託事業について ③高齢化社会に対応した医療行政について

(柳邦夫議員の一般質問の概要)



質問する柳邦夫議員 (61.3. 13)

**部落会館維持費について**  
問 公民館の分館を複合施設に移行するとあった。これは分館の建物を、その部落に移管し維持管理費も負担させる構想だと思う。

一般部落会館を分館なみに取り扱い、最少限、光熱水道料ぐらいいは村で賄い、全村公平なコミュニティの場作りをして頂きたいという要望を議会で、或いは、毎年の部落要望事項として繰り返している時、分館を一般部落会館なみに格下するのが当村の行革なのか。

**答弁(村長)**

分館は部落に移したい。公民館の各分館を部落に移したいということは、山村開発センターやコミュニティセンターなど、よりいいものができたので、村として各分館と両方を維持するよりも部落が必要であれば、部落の建物として、部落と協議できるならば、そのような方向づけをしたいということです。  
**街灯料金は行政の中で**  
問 街灯はいうまでもなく、防犯・交通安全の観点から又、明るい村づくりそのままに重

要なものであり、当然行政の中で処置すべきと思うが。

**答弁(村長)**

**村の全額負担は至難**  
各部落の会館・街灯の維持管理に関しては各部落においても大変だと思います。街灯料金は、村が約二一五万円支払い、あと各部落に負担していただいているわけですが、これを一本化して全部村が負担すればいいわけだが、国の行革により補助率の引き下げ等から、村が全額支払うことは至難であり、各部落の応分の負担はしていただきたいと考えている。

**通学区毎に施設整備を**

問 通学区毎に或る程度公平なスキー場の整備、あるいは大柳小学校のプールの建設等、学校の規模に応じたものを造ってやらなければと前から議会で話題としているが。

**答弁(村長)**

**既施設整備を有効活用**  
財政等の問題から、既施設や設備の利用をみながら効率よくできるようマイクロバスを運行し、料金もなるべく無料にして乗せるよう考えている。田子内については地権者

との関係で大幅な整備はできず、又、圧雪車も道路の搬送が難しく一回しかできなかったが、こういうことに対しては、今後、相当に検討する必要があると考えている。

**出稼対策の見直しは**

問 出稼対策の一環として毎年村の首脳部・農協職員等が東京方面に出張訪問し、出稼者と懇談等しているようだが、これに関する経費や参加人数などを考えた時、これを見直した時期ではないか。

**答弁(村長)**

**村のPRには効果的だが**  
出稼対策については、二月十六日に、私と議長、農協から四名が行きました。出稼者は三八〇名位ありますが、そのうちいつも集まるのが七八十名、事業所から今年には社長さんはじめ六名の方が出席されたので村のPRをしながらかが活性化対策の一環として「こけし」や「山菜の漬物」の試作品ということでPRさせていただき、記念品や土産品として使っていただくようお願いし注文もいただいたわけで、村の活性化対策の宣伝も必要だとすれば、こ

う場の利用も効果的だなと感じてきました。今年度の出稼集会の予算は措置しておらず、今後の対応としてはこれから考えたい。

**資材補助率の減は**

問 資材費補助については昨年までの受益者負担割合が二割であったものが、今年からは一方的に三割負担と決めて予算を組んだようだが、その理由として、今までの二割負担では、三割負担の補助対象工事等を敬遠し、村の景気不況にもつながると言うことであつたが、補助対象工事となればすべてが高額となり、それにもなう受益者負担増は容易でない。どこの部落でも部落全体で協議し、自分達でできるものは自分達で、自分達でできないものについては当然補助事業を願うことであり「角をためて牛を殺す」ような行政にならないのか。

**答弁(村長)**

**なるべく適債事業を実施**  
事業を実施する場合、なんとかして有利な過疎債の適債事業を導入したいわけですが単独事業では受益者負担以外は村の自己財源の充当となる

関係上、どうしてもそのよう  
な方向づけをしたいというの  
が考えであります。  
村単工事の基準は

問 村単工事が今回八五〇万  
円で一千三百メートルの水路  
を新たに、岩井川の寺の沢から  
上野沢まで水を引く計画のよ  
うだが、どのような村単基準  
のもとに実施するのか。

答弁(村長)

水涵れ対策にご理解を  
岩井川簡水を作る時に、そ  
の沢の水を利用しての方々が  
水が涵れて困ることのないよ  
う村が責任をもつという約束  
ごとがあり、今までポンプを  
使い水をあげた経緯があるわ  
けだが、今後何年もポンプで  
は容易でないことから、寺の  
沢か岩井沢から水を引けるよ  
うな水路をと予算措置した。

大きい自己財源ではあるが  
約束ごとですのご理解いた  
だきたい。

活性化対策費について

問 村の新年度予算の中で、  
二七〇万円で、村の活性化に  
ついての教科書的なものを、  
コンサルタントに依頼し、作  
成してもらおうという説明を受  
けましたが、結果が、ありき

たりのものでは無駄なこと  
になると思う自分の村をどう  
したらよいかを他人に頼んで  
よいのかという気もします。

今、全国的に村おこしのプ  
ームで、当村でも商工会がいち  
早くこれを取りあげ、六十年  
度は通産省より三百万円の補  
助のもと、村の活性化を、あ  
らゆる角度から調査・研究等  
を継続して行っており、今回

答弁(村長)

別の視点から取り組める  
全国二百ヶ所位を抽出調査  
し、農村・山村・漁村又は都  
市部の今後の日本の形態とい  
うものがどうあればいいか、  
そういう観点から調査し、我  
が村の今後がどうあるべきか  
指針を与えてくれるもので無  
駄にはならないと思うし、そ  
ういう観点からすれば、商工  
会の村おこし関係とは、ある  
部分においては重なるかもし  
れないが、その部分に対して  
は、又ずつと違う面も出てく  
るだろうと予算計上した。自  
分の村をどうするかと思わな  
い人はないと思うし、やる気

充分の気力だけは持っている。  
高齢化社会に対応した医療行  
政について

問 高齢化社会に対応した医  
療を、我々は、もつと真剣に  
考えなければならぬ時期が  
きたと思う。人口減少率は郡  
内一であり住民の老齢化も県  
内五本の指に入るように進  
んでいる。

答弁(村長)

私は、この状態で進んだ十  
年・二十年後の村の姿をいろ  
いろな角度より想定し、その  
対策を講ずべき義務が執行部  
・議会にあるし、これを避け  
てはならないと思う。

岩手県沢内村の大田村長は  
自分で自分の健康を守るのは  
あたりまえであり、自分達で  
自分達の健康を守る、これが  
沢内村の地域医療だと言っ  
ています。

老人医療対策は成人病対策  
からともいわれており、村の  
三十五才以上五十九才までの  
成人を対象とした一泊二日の  
人間ドックを検討してみたら  
と思うが。  
病気は予防に勝る治療なし  
ともいわれており、現在の診  
療所の入院室を利用し、住民  
の予防医療を主にした、健康

管理システムを確立し、診療  
所の医療に陣頭指揮をとって  
もらい、中央病院等と密接な  
パイプのもとに、部落までお  
りた活動を行えば、そこには  
自ずと対話と、心のふれあい  
が生まれ、ひいては充実、徹  
底した医療行政となり、村お  
こし、活性化、過疎への歯止  
めに必ずや結びつくと思うが。

答弁(村長)

沢内村について  
沢内村が本能的に医療の進  
歩した村だということは百も  
承知しているが、それ相当の  
村の負担も重いと思っている。  
村の医療行政については、  
村の医療行政については、  
先般、国保の運営委員会を開  
き、今までの診療所の運営に  
関する状況をグラフに表わし  
た資料をもとに、今後の対策  
について先生と充分にお話を  
しましたし、今後もこういう  
会を重ね、村民の意志にあわ  
せるようなことをおねがいし  
たいと思っている。

村の高齢化の対応

村の高齢化社会に対応する  
検診率は雄勝郡下で一番高く  
福祉関係のヘルパー設置は人  
口比で、これも郡下で一番高

い、又、在宅福祉も予防福祉  
とあわせて、他町村に比して  
引けはとっていないと思っ  
ているし、おおいにやっていると  
つもりだし、やらせているつ  
もりだが、足らぬ点はこれか  
らも検討を重ね、おおいに配  
慮したいと思う。

予防医療を充実

予防医療の充実については  
保健婦を二人置いて良くまわ  
らせ、それなりにやっている  
つもりだが、もし皆さんから  
お教えいただければ、それな  
りに注意してやらせたいと思  
う。

人間ドックも検討  
人間ドックについては、検  
診によつて全部が必要だと  
なれば、全部補助というわけに  
はいきませんが、検討の要は  
あると思う。

思いやりのあるづくりこそ  
大切  
先般ある施設で聞いたこと  
は、施設に親を入れて何年も  
訪問しない子供等の話でした  
し身近な者が身近から訪問す  
るような態勢も、これは人と  
して当然やらなければと考え  
ている。

①村行政改革大綱について  
 ②国保税の減免条例制定について  
 ③平和宣言にふさわしいキャンペーンを  
 (後藤 作議員の一般質問の概要)



質問する後藤作議員 (61.3.13)

村の行政改革は住民にとつて良い結果でなければと思うが。

問 村の行政改革については二月号広報に具体的に発表されたわけだが、本来行政改革とは、住民とのかかわり合いでどうあるのかということがまず基本的な考え方だと思ふ。

行革とは住民にとつて、良い結果をもたらす場合に使う言葉であると思ふ。

健康で文化的な生活を保障する方向で行政を進めなければならぬことは当然であり行政を担当するものは、公正で民主的、そして効率的な行政改善が常に必要である。

こうした観点で行革大綱を見た場合、内部努力によって経費の削減、組織の合理化などの改善もみられるが、反面村補助金の廃止、民間委託、水道料金の検討など、いわゆる行革に結びつくのかどうか疑問に思われる点もある。

簡易水道料金が行政改革の対象となっているが、簡易水道ができるまでの経過、住民意識、それに対する行動に対して、当時、行政の対応が遅

れたことを考えた場合、行革の対象として水道料金や水道工事費の返済金をいかにも悪者扱いしている今の水道一般管理費の状況をみた場合、決してそのまま良いとは思っていないが、しかし、それは行革とは別の意味を持つものだというふうにかえる。

水道料金が高いとか安いとかというのではなく、なぜ水道料金を行革の対象としなければならぬのか。

答弁(村長)

いろいろな方々の意見をかみあわせながら、今後対応したい

言葉の中に「改革とは住民にとつて良い結果をもたらさなければだめなんだ」というのは全くそのとおりだと思ふ。行革大綱は村長が決めることになっているが、行政改革委員を村内から委嘱し、その方々による委員会が慎重審議されたのが何項目もあり、その中に水道料金の見直しがあるわけだ。

今年水道会計には、一般会計から三千二百万円を繰入れし、昨年も当初で二千八百

万円の繰入れをしました。

そういうことから行政改革委員の方にも、従来の企業の方あり方として当然特別会計として、ある程度一本立ちになつていく必要があるということ

で水道料金の見直し、その他が議題になつたものと思ふ。先般、岩井川の大黒学級でお話し申しあげましたように水道料金について、一般の方々のご意見もあり、後藤議員の意見、又は一般住民のご意見をかみあわせながら今後の対応として考えてみたいと思ふ。

村単補助金などは今までの整理されていると

問 村単補助金などは今まで相当議案審議やその他で検討され、打ち切るものは打ち切ってきた経緯もあるわけですが、現在あるものは、ほとんど直接、間接に村の行政や産業を支えている団体に対するものではないかと思われることから何を統合し、何を廃止しようとしているのかを伺いたい。

組織機構の簡素合理化や事務事業の見直しの中に、

る經常収支比率を低くおさえることも言われており、これらも数字の置き換えによって実質的には歳出そのものは変わらないようにもみえるわけだ。

財政が厳しいということであるならば、今、不要不急の支出がないのかということも検討課題の一つで、今こそ打ち切れない限り、今後大きな影響を及ぼす可能性のあるものがあると思ふ。

答弁(村長)

むやみに全部削るといふのではなく付け加えるものと削るものとの姿勢で

補助金の整理、事務的経費、經常経費、その他を七十五パーセント程度におさえていき

たい。今、具体的に、これはこれだけになるといふふうに申しあげるのは難しいことですが大綱的にはプランを考えており、補助金の整理にして、たとえば柳議員の質問にも申しましたように、身近なところでは、田子内の一般水路などでは補助事業の対象にもならず対応に苦慮した結果三十五パーセントは住民に負



担していただき、残りは村が負担しましょうというのも行政のあり方だと思っているしむやみに全部削るといふ趣旨ではなく、付け加える必要があるところには付け加え、どうしても削らなければならぬところは削るという姿勢で臨みたいと思う。

民間委託ということは、民間でできるものは民間にやっていただくというのが趣旨で国の許認可制度を地方に移せという答申が出されており、当村もそういうことをふまえて勉強しながら、部落や団体にやってもらう分についてはそれぞれにやってもらい、事務の簡素化、その他についても委託というのに含ませております。

答弁(総務課長)

民間委託を積極的に進めるとあるが、今までも予算審議等の中で、それぞれの立場の中で、議員の方々から、委託費が多すぎるのではないかといいことも言われたことがあったわけだが、これ以上何を委託するのか。

具体的には現在、設計、調査、庁舎や学校関係の保守管理、清掃を委託しており、庁舎の宿日直廃止それに伴う管理委託等については、委託できるかできないかについても検討している。

困った住民の救済策として国保税の減免条例制定を

村の行政を進めるうえにおいて当然委託しなければならぬものが多いことにはわかるが、行政の責任放棄にもなりかねない問題がでてくる懸念もあると思う。

問 五十八年度六月議会の一般質問でも具体例をあげながら国保税の減免条例の見直しをとりあげたわけですが、答弁は今の税の減免規定を運用の面で、非常に幅があり、それを応用していきたいということでしたが、村長の幅のある

減免の運用も、期限を過ぎたものについては適用されない。災害等により生活が苦しく困難となった者及びそれに準ずると認められる者と村長のいう非常に幅のある運用ということになるわけですが仮に今ある条例に一定の改正を加えたとしても、その他に村長が必要と認めるという一項は必ず必要だと思っております。今国会で審議されている国保、老人保健法の改正の中で災害、倒産、盗難等以外で国保税を滞納した者は、保険証の取りあげや、治療の制限等が内容となっている。

困った場合、遅れた場合、どうにもならない場合に、村として救ってやる道を事前に開いておくのが行政のあり方ではないかと思うことから減免条例の制定を望むわけです。

る余地もあるかと思う。今年当村の国保税についてはご承知のとおり基金から一千五百万円とり崩して、世帯平均で十一万三千九百十二円を雄勝郡内では一番安い国保税で予算編成した。ご指摘のように国保の減免については、そう細かに載ってはおりませんが、一定の所得に満たない納税義務者については、六割・四割の減額をしており、今後時代の流れとともに当然変えなければならぬものは検討していきたい。ただ税金関係は、国の大綱による準則によって施行されることなので、当村だけで、ただちに変わるわけにはいかないわけです。

問 昨年、被爆四十周年、戦戦四十年にあたり当村が「非核平和村」を宣言し、役場前にその立看板を立てて核兵器のない平和な国、平和な村の願いを込めたわけですが、ヨーロッパやアメリカでも核兵器の廃絶運動は大きな盛り上がりを見せております。

問 昨年、被爆四十周年、戦戦四十年にあたり当村が「非核平和村」を宣言し、役場前にその立看板を立てて核兵器のない平和な国、平和な村の願いを込めたわけですが、ヨーロッパやアメリカでも核兵器の廃絶運動は大きな盛り上

がりをみせております。こうした背景の中で、米ソ両国は、核兵器廃絶あるいは削減交渉に入ろうとしている時、非核平和宣言をした村にふさわしく、そして実行あるものにするため、具体的なキャンペーン、あるいは行事等が必要ではないかと思う。たとえば原爆写真展などは是非とも実現させたいと思うわけですが。

答弁(村長) 国の許認可制度を地方に移せという答申が出ており、そういうことをふまえない。

問 困った住民の救済策として国保税の減免条例制定を

問 昨年の被爆四十周年、戦戦四十年にあたり当村が「非核平和村」を宣言し、役場前にその立看板を立てて核兵器のない平和な国、平和な村の願いを込めたわけですが、ヨーロッパやアメリカでも核兵器の廃絶運動は大きな盛り上

問 困った住民の救済策として国保税の減免条例制定を

問 困った住民の救済策として国保税の減免条例制定を

# 請願・陳情審査結果

三月定例村議会にて審議された請願・陳情は次のとおりである。

### ◆採択されたもの

#### シベリア抑留者の恩給加算改定に関する請願

軍人の恩給加算は勤務の特殊性及び生命身体に対する危険度などを基準として定められているが、戦後抑留はすべて一年加算となっている。しかし乍らシベリアの抑留

は長期かつ苛酷な強制労働を伴ったもので、その犠牲は数万名に及び、戦場と変わらぬ結果をみた。

よって、シベリア抑留者の恩給加算を一年につき三年と改正されるよう請願されたものです。

請願者 全国抑留者補償協議会東成瀬支部長

紹介議員 吉田 佐内 鈴木 圭作

# 伊藤議長表彰される

## 多年にわたる地方自治の発展に尽力

議長（議員、功をたしおこせる）を以て、秋田県村議会連合会（議年30年以上）において地方自治の発展に多大の寄与をなされ、功績が認められ、今後は益々努力を続け、後進を指導し、地方の発展に尽力することをお願い申し上げます。



3月定例村議会議場において後藤村議長より副賞を受ける喜びの伊藤議長

増田営林署及び樺川担当区事務所の統廃合に反対し林業・国有林の充実に実効を求めるとの請願

現在、政府・林野庁が財政赤字を理由に実施しようとしている増田営林署及び樺川担当区事務所統廃合に反対し

森林の維持管理の充実に、林業の活性化政策を実施するとともに、国有林の不成績造林地の早期解消を請願されたものです。

請願者 全林野労働組合 増田営林署分会

執行委員長 佐藤 憲司  
紹介議員 鈴木 圭作 佐々木勇治

畜産、酪農政策の確立と畜産物政策価格等に関する陳情

畜産、酪農経営は畜産物輸入の増大、価格の低迷などで厳しい状況であり政府においては、畜産物輸入抑制の強化

畜産、酪農経営改善対策の強化、畜産物需給調整対策の強化などの施策を講ずるよう陳情されたものです。

# 国会・政府に

## 意見書提出

### シベリア抑留者の恩給加算改定に関する意見書

シベリア抑留者は数年におよぶ強制労働を余儀なくされ死者、負傷者とも戦争におとらぬ犠牲を被った。軍人公務に係る恩給計算では、抑留は均しく一年加算とされているが、シベリア抑留は生活、労働ともに苛酷辛酸を極めたものであるから公平とはいえない。よって国においては、シベリア抑留加算を軍人公務の上限である三年に改正されるよう要望する。

増田営林署並びに樺川担当区事務所統廃合反対等に関する意見書

政府、林野庁は財政赤字を理由に、営林署・担当区事務所統廃合を実施しようとしているが、これは多くの地域住民や地域産業に与える影響を憂慮する。

● 増田営林署並びに樺川担当区事務所統廃合しないこと  
● 森林の維持管理の充実に  
● 森林の活性化政策を急務として実施すること

● 国有林の不成績造林地を早急に解消すること。

村政はあなたのために



議会を傍聴しましょう

陳情者 東成瀬村農協

組合長理事 高橋東美

他三名